

神奈川行政書士政治連盟顕彰規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、神奈川行政書士政治連盟（以下「本連盟」という。）規約第 39 条に規定する会員の顕彰についての基準を定める。

(顕彰の種類及び方法)

第 2 条 顕彰は、表彰と感謝の 2 種とし、表彰状又は感謝状を授与して行う。

2 顕彰は、必要に応じて本連盟大会又は記念行事において行う。ただし、特別の事情があるときは、随時に行うことができる。

3 第 1 項の表彰状又は感謝状には、記念品を副えて贈ることができる。

(顕彰の基準)

第 3 条 顕彰の基準は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 会長の経歴通算 2 年以上の者

(2) 副会長、幹事長、副幹事長の経歴通算 4 年以上の者。

(3) 幹事、会計監事、支部長の経歴通算 6 年以上の者。

(4) 本連盟会員の経歴通算 8 年以上で、本連盟及び支部活動を通じて、行政書士制度の発展のための功績が特に顕著であるとして幹事会から推薦された者

(死亡者の顕彰)

第 4 条 この規程による被顕彰該当者が死亡した場合は、表彰状又は感謝状に第 2 条第 3 項の記念品に代わる弔慰品を副えて、その遺族に贈り顕彰することができる。

(退会者等の顕彰)

第 5 条 この規程による被顕彰該当者が退会等をした場合は、表彰状又は感謝状を贈り顕彰することができる。

(顕彰の除外)

第 6 条 第 3 条の規定に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は顕彰しない。

(1) 本連盟規約の遵守に欠ける者

(2) 本連盟会費を滞納している者

(会長の専決)

第 7 条 第 4 条及び第 5 条並びに急を要すると認めた顕彰については、本連盟規約第 39 条第 1 項の規定にかかわらず、会長がこれを決し行うことができる。この場合、会長は後日幹事会に報告するものとする。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行をもって「神奈川行政書士政治連盟顕彰規則」を廃止する。